

（午後3時11分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

○19番（中本正人君）それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

本市の入札制度についてお伺いしたいと思います。

本市の入札制度は一般競争入札、指名競争入札、総合評価落札方式の3つに分けられております。一般競争入札には、制限付き一般競争入札、そして工事希望型競争入札があります。制限付き一般競争入札は、設計価格は土木では2億5,000万円以上、建築では3億円以上で、入札参加者は参加資格業者となっております。また、設計価格は土木では2億5,000万円未満、建築では3億円未満で、入札参加者は市外業者と市内業者になっております。

平成17年4月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、価格競争から価格と品質にすぐれた調達への転換が進められています。このことから、本市では平成19年12月より、総合評価落札方式を一部の公共工事において試行的に導入されております。

我が国も100年に一度と言われる経済危機に陥っており、国も地方も公共事業が非常に落ち込んでいるということです。そういう中、地元業者は、設計価格の高い公共事業は参加資格業者、いわゆる大手ゼネコンに持っていかれるということで、本市の納税者でもある市内業者にとって非常に苦しい、厳しいもの

があるということです。

当局として、この現状をどのようにとらまえておられるのかをお伺いしたいと思います。市内業者に対して、一件でも多く参画できる入札制度、一件でも多く請け負ってもらえる方策はないものか、当局の考えをお伺いしたいと思います。

また、総合評価落札方式を一部の公共事業に試行的に導入しているとのことですが、これまでに何件の公共事業に総合評価落札方式の入札を行ったのか。また、落札率は何%であったのかをお伺いして、私の1回目の質問を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）19番 中本君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）中本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本市の社会基盤の整備等につきましては、地域経済を取り巻く厳しい情勢の中、市内業者の皆さま方には重要な役割を担っていただいておりますことを深く認識しております。このような状況のもと、公共工事の入札につきましては、平成20年度第11回定期入札会までの管財課執行分、水道業務課執行分、あわせた集計で申し上げますと、全入札件数112件のうち89件、約79%が工事希望型競争入札により執行しておりますが、これは市内格付け業者による入札であります。

また、工事希望型競争入札のほかに、制限付き一般競争入札、指名競争入札、総合評価方式による競争入札により、それぞれ入札を執行しておりますが、いずれの入札におきま

しても、工事の発注方法等を種々検討し、市内業者の方々の入札参加機会の確保を図った結果、これらすべての入札をあわせた件数112件のうち、市内業者の皆さまが落札しました件数は106件、約95%となっております。なお、112件の落札率は79.3%となっております。

次に、総合評価落札方式の入札についてですが、平成17年4月に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、本市では、平成19年12月から一部の工事において試行的に導入しています。この方式は、価格だけで評価している従来の落札方式と違いまして、品質を高める技術力といった価格以外の要素を含めて評価する落札方式であります。評価項目といたしましては、企業の技術力と企業の地域性・信頼性の二つに分かれております。企業の技術力では、施工実績や配置技術者などの評価があり、企業の地域性・信頼性では、本市での本店の有無や防災協力体制などの評価をいたしています。本年度は2件の工事において実施しており、落札率の平均は84.5%となっております。

平成21年度におきましては、市内業者の方々の入札参加機会の確保をより一層図るべく、従来から取り入れております分離・分割による発注を検討することに加え、制限付き一般競争入札の市内業者の参加できる工事規模を、諸条件を整備した上で、土木一式工事において5億円まで、建築一式工事においては6億円まで拡大する方針であります。また、物品購入においても、市内業者の方々から調達できるものは、できるだけ市内で調達するという考えを持っております。

以上のことを踏まえまして、十分な競争性、透明性のもと、市内業者の皆さまの入札参加機会の確保に努めてまいりたいと考えますので、ご理解のほど、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）19番 中本君、再質問ありますか。

19番 中本君。

○19番（中本正人君）ありがとうございました。本当に前向きなご答弁いただいたと思って、喜んでおります。

まずはじめに、今お聞きしましたように、私も後ほど、設計価格につきましてはお話しようかと思いましたが、先に5億円と6億円という価格をいただきましたので、本当にうれしく思います。

そして、まずはじめに落札率、全体の落札率も答弁いただきましてありがとうございました。私が一番びっくりしたのは、全体の落札率が80%を切っているということにつきまして、これは私、この行政に参画させてもらった当時の落札率、私どもの手元に来る落札率の本当に九十七、八%だったと思います。それから比べると、やはり十八、九%が落ちてきているということ。これも本市の入札に対して、また入札手続きに対して、透明性、公平性、競争性を高めるということですか、それと公共調達の品質確保に努力してくれているということから、こういう落札率の低下ということにつきまして、私は管財課の職員の皆さんのご努力に対して、評価させていただきたいと思います。

そして、この総合評価落札方式、これ2件試行的にやられておるという中で、私はこの方式が、今市内でもよく言われる談合等というのは、ほとんどないと言ってもいいと思うんですけども、これをやれば、なおさら談合等については絶対やれないということ。といいますのは、この落札の計算方法というんですか、これは下限価格と入札業者の総額の平均を出して、そしてそれに一番近いところが落札されるということですので、こういうことは私は非常にいいと。しかし、先ほども1

回目の答弁にもありましたけども、落札方式入札はその上にまだ技術面の得点を加味されるということで、僕はこの方式がいいのではないのかなと思うんですけども、この件について、本市の入札として、この総合評価落札方式を今後どのように取り扱っていくのかということ、私、お聞きしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）総合評価方式につきましては、ある時期から国のほうでも各都道府県、市町村へ指導する方向で、一つの理想型ということで出てきております。ただ、この総合評価方式につきましては、各地域、地域の地方自治体に入ってまいりますと、やはりいろんな条件、要因等々が異なっておりますので、今後、この総合評価方式をどの割合まで導入するかということにつきましては、先ほどの地元企業、地元業者育成ということも踏まえまして、さらに慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

ちなみに、和歌山県でもそうなんですけれども、入札制度が地元業者、こういう経済情勢の中で、和歌山県も新聞等でも報道されておりますが、入札方式を地元業者優先という方向に切りかわりつつありますので、そういったことで、私ども先ほどご答弁させていただいたような金額の枠を、あくまでも競争性は確保した上でございますけれども、枠を広げさせていただいて、受注機会の増大に努めたいと思っておりますので、ただ、今の時点で、総合評価方式をどういう形で今後進めていくのかというようなことにつきましては、特に慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）ひとつつそれ、よろしくお聞きしたいと思っております。

それで、私、はじめ申し上げたかったのは、市内業者が入札に参加できる枠を広げてほしい、1件でも多く落札できるようにしてほしいということをお願いしようと思って、質問を考えておったんですけども、1回目で、土木では5億円ですか、それで建築では6億円に設計価格を上げる、これはもう、この4月からということにとらまえていいんですか。それともいつからやられるんですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まだ、今現在、最終事務的な詰めを行っております。調整を行っております、まだ市長決裁はいただいております。6月からというふうに考えてございます。6月の入札からというふうに考えてございます。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）ありがとうございます。よろしくお聞きしたいと思っております。

それでは、私、これ以上まだ言うのも、勝手なことを言うようですけども、やっぱり市内業者のために、1件でも多く入札に参加できるようにということで、方策の一つとして、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目としまして、本市の入札制度は一応免許と資格さえあれば、どういう入札にも参加できるということですけども、やはり専門業者というのはあるとは思いますが、電気とか、それから設備とか、いろんなところに入札できるのも、これもいたし方ないと思うんですけども、このままいけば専門業者ということがなくなるような気もするし、やはり専門というのは、私は優遇してあげてほしいなという中で、優先順位というんですか、こういうものをつけられないものかということについて、その辺いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、各事業者ごとに建築業法の許認可をとっていただいておりますわけでございまして、その中では、各事業者ともに経営審査事項ということで、和歌山県内で営業する場合は県知事、全国展開で営業なさる場合は大臣認可を受けるといった経営審査事項がございます。そうした中では、提出する書類によりまして、例えば、今議員ご質問の水道関係、管工事関係、電気関係、土木建築というようなことにつきましては、すべて事業者の、各建設業者の申請によりまして許可を、認可をいただいておりますというような制度的な始まりになってございます。そういうことで、議員ご質問の部分では、第一希望はこの管なら管、土木なら土木、舗装なら舗装という業者で第一希望、第二希望という業者もおられます。

ただ、今の段階では、いろんな工事希望型とか、いろんな入札制度あるわけでございすけれども、今、現時点では各事業者の方々、建設業者は、どの部分にでも参加できる資格を持っておられますので、うちのほうからあなたはだめですとか、あなたは遠慮してくださいというような指導はできません。それは業者の自主的な参画になるかと思っておりますので、極力、今議員ご指摘の工種、工事内容によりましては、できるだけ許す範囲では、専門的な工事であれば極力専門業者の方に入っていただくというようなことは、工事ごとには検討は加えさせていただきます。

以上、ご答弁させていただきます。それ以上、うちのほうから指名と言いますか、優先順位というのは非常に難しいところもあるというのもご理解いただきたいと思います。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）わかりました。その言われることも、私にもよくわかっておるんですけども、私どもが聞いた範囲では、仮に設

備関係の会社が電気工事の入札もとったとか、その逆の場合もあるし、そういうことでは本当に専門業者というのがあるかないかなというふうには私は思ったので、そういうことを今ご質問させてもらいましたけども、できる限りやはり専門業者を優遇してあげてほしい。でなければ数少ない公共事業の中で、ますます大きなところと言えば語弊ありますけども、やはり大きな業者に持っていかれるということになりますので、その辺も十分一応配慮してほしいなと思います。

そして、分離発注ということにもつながるんですけども、今現在本市として、分離発注はほとんどの入札について、建物、建築について分離発注されておるのか。これは大きく分けて本体、設備、電気になると思うんですけども、これ、今のところ本市の入札はほとんどが分離発注になっているのかいないのか。というのは、高野口のこども園については、一応分離発注されておりましたよね。どの辺まで分離発注されておるのか、ちょっと確認の上、お伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）分離分割発注につきましては、国のほうでも、合理的に説明ができる範囲であれば、それに努めなさいというような指導も来ておるところでございまして、競争性とか透明性を確保した上で、工事内容に応じまして分離分割発注の検討をさせていただきます。

議員ご指摘の分離発注につきましては、建築工事、あるいは本体工事、機械設備、電気設備、機械でも給水、空調とあるわけでございすけれども、ちょっと手元の資料では今、議員のおっしゃられた平成20年度では、高野口こども園が新築工事、これにつきましては、本体につきましては市外なんですけれども、電気設備、それから機械設備につきましては

分離発注をさせていただいております、電気、機械ともに市内業者の方々に受注をしていただいたというような経緯もございます。

今後につきましても、工事ごとに検討しなければならないんですけれども、市としましては分離発注なり、分割発注に努めていく考えでございます。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）ありがとうございます。それを聞いて、安心とはいきませんが、一応それなりの答えが出たと思いますので、私、感謝したいと思います。

といいますのも、話は戻りますけれども、高野口こども園が一応は分離発注してもらって、本体工事が3億数百万円やったかな、はつきり僕、覚えてないけれども、その辺でもう少し、そこまで配慮したってくれている市当局であれば、もう少しそれを細かく分割してもらえれば、市内業者にも参加できたんじゃないのかなと思うんですけれども、勝手な言い方をするかもしれませんが、その辺はやっぱり入札工事によって、臨機応変に何とかできないものかなと思うんですけれども。

というのは、こういう工事も、これからは限らないでしょう。どの辺までの枠であれば、市内業者にも持って……。これからは多分6億円ですか、なればほとんどのものが僕、できると思うんですけれども、今の段階でそういうことも、できることであれば、調べてほしいなというふうに思うんですけれども。いかがででしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、高野口こども園の新築工事でございますけれども、この当時、入札する段階では、先ほどもご答弁させていただきましたが、市内業者の方も参画していただける上限額というのが3億円ございました。これにつきましては、議会のほ

うでも議決をいただいた案件であったわけでございますけれども、たまたまその時点では、3億円を超えた設計額になっておりましたので、市内業者の方については参画していただけなかったという事情がございます。

それにつきましては、今ご答弁もさせていただきましたけれども、建築では今まで3億円であったものを6億円に上げる方向で、今現在、検討させていただいております。しかし、あくまでも市内、市外の業者の方々の競争性は確保しつつ、市内業者の方々にも参画をしていただきたいということで、6億円で今現在、作業を進めております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）その答弁は私もよくわかるんですけども、それでもう一点、お伺いしたいのは、やはり入札の工事についても金額等々でいろんな入札があると思うんですけども、細かい金額で言えばちょっと語弊ありますけれども、1億円、2億円とか未満の入札であれば、市内業者のみとか、そういうことはできないものか。それぐらいはやっぱり、納税者でもある市内業者にしてあげてほしいなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）金額だけで縛るということについても、非常に厳しいところがございます。例えばということでご理解いただきたいんですが、工事内容によりまして、専門的技術なりを必要とする設計内容もある場合もございます。そういったことで、市内だけでということになりますと、ちょっと今、資料を持ってきてないんですが、市内だけをお願いする金額も設定はしてございます。ただ、金額が大きくなりますと、やはり市としまして、ある程度の競争性も確保させていただきたいということで、市内、市外の方々

と競争していただきたいということでは、すべて、例えば土木にしる5億円、建築にしる6億円になりましても、やはり市内、市外業者の方々の競争性だけをお願いを申し上げたいということで考えておりますので、金額的に何ぼまでというような話もあろうかと思うんですが、その点、ご答弁になりませんが、ご理解のほど、お願い申し上げたいと思います。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）私もその辺も踏まえて、わかっておるんですけども、それをあえて質問しておるんですけどね。というのは、これだけ公共事業が少なくなっている中で、本当に市当局もわかってくれておりますけども、本当に市内業者にとっては大変な時期であるということは、これは市長をはじめ市当局の人はわかってきているのは、私も重々わかるんですけども、その中で、今までこの橋本市を支えてきた、また、納税者でもある市内業者に、やはり何らかのあれをやってもらえないかなということをお願いしたいということで、お伺いしておるんですけども、もちろん勝手なことも、ある面では私もわかるんですけども、その辺もう少し幅を持って、もっと市内業者に有利といったら語弊があるかもわかりませんが、そのぐらいしてあげても別におかしくないのかなというふうに思うんですけども、ひとつ検討していただきたいと思うんです。

それで、先ほど落札率、112件で市内業者は106件が一応落札しているということをお聞きしましたけども、これも結局は市内業者にとっては細かい金額というんですか、低い工事入札については市内業者がとっておるけども、結局大きな額でいったら、大きな額は市外大手に持っていかれると。それを先ほども言いましたように、分離発注などする中で、大き

く分ければ3つぐらいにしかならんけども、もう少し細かく分けれるものなら分けてほしいなということをお願いしたいと思います。

そして、もう一点お聞きしたいんですけども、本市当局は、このJVについてどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

今現在、議員ご存じのとおりJV方式には2種類のJV、共同企業体がございます。その中で、橋本市は今現在、橋本市建設工事共同企業体取扱要綱ということで要綱を設けてございまして、この中では、橋本市の場合は、特定建設工事共同企業体という2種類あるうちの1種類を、共同企業体取扱要綱の中で定めてございます。

これにつきましては、いろんな取り決めがございまして、ここ最近ではJVによりますところの入札実績はございません。建設業者の方からも、大きな工事であればJVで入札参加をさせていただきたいというような要望も、去年、ちょうど3月頃にいただいております。

ただ、経常的に組むJVと、工事があるごとにその工事に限定してJVを組む、先ほどの橋本なんですけれども、特定建設工事共同企業体、ただ、これにつきましては、確かにメリットとしましては参加機会の増大、これも発生してまいります。あと構成員の技術向上による技術力の強化等々はメリットとして上がってまいります。これは一般的な話なんですけれども、一般的な話ということでご理解いただきたいんですけども、デメリットとしましては、やはり一般的に指摘されている問題点としましては、不良不適格業者の参入、運営上のトラブル、構成員が離脱した場合に

残存構成員での施工が可能かどうか、あといろいろデメリット部分もあるのもございます。

そうしたことで、今のところ、地域の業者の方々がそういったJVを組みたいという話であれば、それはそれで検討の余地もあろうかと思えますけれども、今のところは行政としては具体的な検討は持っておりません。業者が果たして大手企業とのJVは組めるのかどうか、そういった問題も業者サイドにはあろうかと思えます。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）ですから、それももちろんメリット、デメリットも私なりにわかっておるつもりです。しかし、その中で、やはり当局はこのJVを取り入れていくということ、まず市内業者に声をかけてほしいと思う。

というのは、私が言いたいのは、市内業者が、これだけ市当局は市内業者に対して配慮しているということがあまりわかってないような、私の知っている範囲では、そういう感じを受けるわけ。これだけ一生懸命市当局は配慮しているにもかかわらず、市内業者はそこまでの気持ちが伝わってないなという感じが、私はするんですよ。それで、逆に言えば、やってみてあかんだら取りやめたらいいんじゃないですか。やりもしないでというふうになるわけですが、ですから、このJVについては、本市としてやっていくのかやっついていかないのかということについて、ちょっとお答え願えますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まずは取扱要綱の中で、読み上げさせていただきたいと思えますけれども、第5条、共同企業体の結成手続きということで、共同企業体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、次条各号に掲げる書類を市長に提出しなければな

らない、ということになってございまして、ちなみに、共同企業体の提出書類としましては、第6条ということで、建設工事入札参加資格審査申請書、もう様式もございます。それから特定建設工事共同企業体協定書、委任状、構成者全員の経営事項審査結果通知書の写しということで提出書類もございまして、あと細かくは第7条では、出資比率ということもたわれてございまして、構成員が、普通JVの場合は2社から3社ということになっておるんですが、構成員が2社の場合、30%というような細かな取り決めもございまして。そういった中で、自主的な市長への申請という手続きになっております。

○議長（中上良隆君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）これ以上言ってもしょうがないと思うし、前向きな答弁をいただいておりますので、これから少しでも市内業者に対してプラスになれるような入札制度をしいてほしいなということを要望しまして終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、19番 中本君の一般質問は終わりました。